

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和6年3月26日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市学校施設スポーツ開放事業管理指導業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市学校施設スポーツ開放事業における管理指導員の業務

イ 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市6条通9丁目 旭川市第三庁舎1階

旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課

電話 0166-23-1944

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターであること。

(2) 本市に登録しているもう1者の旭川市高齢者就業機会提供団体「旭川市中高齢者福祉事業団」は、少人数でありこの業務への対応はできず、当該センターのみが可能であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センターから見積書を徴取し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。